

# 三股町 エクササイズクラブ 利用上のきまり

## 1 登録申込み

- (1) 利用希望者はエクササイズクラブ登録用紙に必要事項を記入し、事務所へ提出してください。その際、エクササイズクラブ利用上のきまりをよくお読みください。
- (2) 年度ごとに登録の更新が必要です。登録後は各自で健康管理センターが毎月発行する計画表を確認し、希望する日時に利用してください。

## 2 登録資格(利用制限等)

ご利用いただけるのは三股町に住所のある、19歳以上の三股町民。ただし、治療中及び経過観察中の疾患のある者は、定期的な医療監視下にあり、医師の許可を得ている者を利用可とします。

## 3 登録の取り消し

次の各号に該当すると認められた場合は、利用者に対してはその時点で登録を取り消し、以後の利用をお断りすることがあります。

- (1) 当施設の設定を故意に破損したとき。
- (2) 登録後、登録資格に該当しないことや登録に際して虚偽の申告をしたことが発覚したとき。
- (3) その他利用者として品位を損なうと認められる行為があったとき。

## 4. 開館日

(1) 毎月のエクササイズクラブ計画表の利用できる時間にご利用ください。

昼間: 月～金曜日の9:00～16:30で、健康管理センター検診ホールの利用可能な日

(祝祭日、年末年始、お盆 8/13～15を除く)

夜間: 月・水・金曜日の19:00～21:00(祝祭日、お盆 8/13～15の3日間、12月～2月を除く)

※夜間は夜間管理者が在中しますので、指示に従ってください。

(2) 次の事由により施設の利用ができないことがあります。

- ① 台風、異常気象、風水火災害、地震等で利用者の安全確保が困難であると判断したとき。
- ② 社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

## 5. 利用内容

- (1) 利用できるのは、健康管理センター検診ホールおよびホール内の運動器具です。
- (2) 運動指導者は不在のため、利用者自身での自己管理を行い、利用者は、自己の責任と危険負担において、施設を利用してください。

(3) 検診ホール内所定の位置にある出席簿に、利用者は運動した日の欄に丸をつけてください。

【記入例】

No.	氏名	1	2	3	4	5	8	9	10	11	12	15	16
		月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火
1	みまた たろう		○			○		○					
2	みまた じろう												

※利用者が当施設を利用中に生じた盗難について一切責任を負いません。

## 6. 禁止行為

- (1) 営利を目的とした行為は固くお断りします。
- (2) 公序良俗に反する行為は固くお断りします。
- (3) 酒気を帯びての施設のご利用は固くお断りいたします。

＜お問い合わせ＞

三股町健康管理センター 電話: 52-8481